

# 日野町補助事業等一覧表

令和8年4月現在

この補助事業等一覧表は、各補助金交付要綱に基づき概略を記述しています。  
事業の内容によっては、補助金が受けられない場合がありますので、詳しくはそれぞれの担当課へお問い合わせ下さい。

日野町役場総務課

## 【補助金】

### ○ 日野町土木工事等補助金 (建設計画課道路河川担当) TEL52-6561

自治会内の環境整備を図るため、自治会が行う土木工事に対して予算の範囲内で、交付します。

#### 対象事業・補助対象額・補助率

対 象 事 業	補 助 対 象 額	補 助 率
法定外公共物等の拡幅・新設・改修・舗装事業	10万円以上 最高限度額 100万円	50%以内 (1,000円未満の端数が出たときは、その端数を切り捨てた額)
法定外公共物等の災害復旧事業		
急傾斜地指定区域内の保全・災害復旧事業		
土砂災害警戒区域内の保全・災害復旧事業 (がけくずれ)	最高限度額 100万円	
交通安全施設の設置		

- ・対象区域は、原則として町内(集落内)の人家連たんの路線もしくは集落をつなぐ路線または急傾斜地の指定区域内または、土砂災害警戒区域 (がけくずれ)の指定区域内とし、事業の必要性および効果が明らかであると認められるものとしします。
- ・この事業と他の助成事業が明確に区分し難いものは除きます。
- ・継続事業を行う場合は、工区分けを行うものとし、分けられた工区ごとに1の事業とみなします。
- ・申請年度内に完了できる事業であること。

### ○ 日野町街灯設置補助金 (建設計画課道路河川担当) TEL52-6561

集落内の防犯および交通安全を確保するため自治会が行う街灯の工事に対して、予算の範囲内で交付します。

#### 対象事業

- ・集落内に設置される街灯の新設 (器具交換) 工事

#### 補助金額

自治会を単位として、街灯設置の事業費用の3分の1の額 (1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額) で、50,000円を限度額とします。

※同一年度内の同一自治会に対する補助金の交付は、原則1回となります。

○ **日野町除雪機械購入補助金**(建設計画課道路河川担当) TEL52-6561

自治会等が降雪期における除雪対策のため新たに購入する除雪機械に対し予算の範囲内において交付します。

**補助対象**

補助対象となる除雪機械は、自治会等が道路等の公共施設の除雪に使用するものとする。

**補助金額**

除雪機械の購入費用(取り付け費用を除く)の3分の1の額(千円未満切り捨て、15万円を限度とします。)

○ **日野町竹木破砕機利用費補助金**(農林課農林振興担当) TEL52-6563

里山等の整備の促進を図るため、自治会等が里山整備の一環として伐採した竹や樹木をチップ化するために竹木破砕機をレンタルする際に要する経費に対し、予算の範囲内で交付します。

**補助対象(実施基準)**

- ・本事業実施区域は、日野町内とします。
- ・事業の必要性および効果が明らかであるものとします。
- ・本事業と他の助成事業と明確に区分し難いものは除きます。
- ・同一年度内の同一補助事業者に対する補助金の交付は1回限りとします。
- ・業務として竹木破砕機の貸し出しを行っている事業者以外からレンタルする場合は、原則として補助事業の対象とはなりません。
- ・本事業の実施に当たっては、竹木破砕機のレンタル事業者の指示に従ってください。
- ・補助の対象となる貸出期間は、原則として3日以内とします。
- ・本事業で破砕した竹木等は、土壌改良材等として有効利用し、廃棄物として排出しないでください。
- ・本事業で破砕した竹木等を販売する場合は、補助金の交付対象外とします。

**補助対象経費**

- ・竹木破砕機のレンタル料金
- ・納入、引取料
- ・保険料
- ・操作指導員人件費

**補助金額**

- ・補助対象経費の3分の2の以内の額(千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額)で9万円を限度額とします。

## ○ 日野町集落ぐるみ獣害対策事業補助金

(日野町有害鳥獣被害対策協議会 (農林課農政担当内))

TEL52-6512

鳥獣害に強い集落づくりのため、自治会等が策定した5年間の鳥獣害対策プランを総合的かつ継続的に集落ぐるみで実施する場合、係る経費に対し予算の範囲内で補助金を交付します。

### 補助対象者

自治会等

### 補助上限額

5年間で150万円

### 対象事業・事業内容・補助率

対象事業	事業内容	補助率
集落ぐるみの鳥獣被害対策プラン策定事業	集落ぐるみの鳥獣被害対策プラン (5年間)の策定	1/2以内
侵入防止柵整備事業	既存の補助金制度では対象とならない農地等への侵入防止柵の設置・柵の修繕等	1/3以内
有害鳥獣追い払い用具整備事業	有害鳥獣追い払い資材等の購入を行い、継続した追い払い体制の整備	1/2以内
捕獲檻等整備事業	町内の地域狩猟者団体 (猟友会) に加入し、有害鳥獣の駆除を行うことができる人が既にある集落が行う捕獲檻等の整備	1/2以内
野生獣が近付きにくい環境づくり事業	集落ぐるみで行う緩衝帯の整備、維持管理、不要な果樹木の伐採等	1/2以内
先進的に取り組むモデル事業	集落ぐるみで先進的に取り組み他地域のモデル事業として協議会が認めた事業	1/2以内

### 補助要件

1. 日野町有害鳥獣被害対策協議会 (以下、協議会) が実施する研修会に参加していること
2. 補助対象者が協議会とともに集落環境の点検を実施していること
3. 集落環境点検に基づき、集落の課題について整理し、実施する5カ年プランに位置づけていること
4. 5カ年プランを実施することについて、集落内で合意形成が図られていること

○ 日野町土地改良事業補助金(農林課農林振興担当)

TEL52-6563

農業組合、土地改良区または町長が適当と認める団体が行う土地改良事業に要する経費に対し、予算の範囲内で交付します。

補助対象(実施基準)

- ・事業の種類は、かんがい排水事業、ほ場整備事業、農道事業で、別記種目 基準に合致するもので、維持管理および激甚災害適用年度の災害復旧事業は除きます。
- ・本事業は、原則として新設および改良事業とします。
- ・事業の必要性および効果が明らかでかつ技術的に可能であるものとします。
- ・この事業と他の助成事業が明確に区分しがたいものは、除きます。
- ・一地区当たりの事業費が 10 万円未満のものは、原則として補助対象外とします。ただし、一地区当たりの事業費が 10 万円未満のものであっても、事業の効果が明らかであるものについてはこの限りではありません。
- ・認定工事以外の工事および施越工事については、原則として補助事業外とします。
- ・地区の事業は原則として、当該年度終了前 1 カ月までに完了して下さい。
- ・事業費は原則として 45 万円以下とします。(ただし、事業費が 45 万円以上の場合の補助金の額は、45 万円に補助率を乗じた額を限度額とします。)
- ・人件費は事業費の 40%以下とし、1 日の人件費は 6 千円までとします。
- ・受益者は原則として 2 人以上とします。
- ・世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策に取り組まれている集落については、原則として本対策での取り組みをしていただき、当事業の採択は出来ません。ただし、災害関係の場合は採択をすることが出来る場合があります。

補助率

事業名	範囲	補助率
小規模土地改良事業 (町単独補助事業)	(1) かんがい排水事業(揚水機、ため池、頭首工事業を含む)	当該事業の受益面積が 0.5 ヘクタール以上の事業
	(2) ほ場整備事業	当該事業の受益面積が 0.3 ヘクタール以上 3ヘクタール未満の事業
	(3) 農道事業(橋梁事業を含む)	当該事業の受益面積が 0.5 ヘクタール以上の事業(ただし、用地買収費は除く)有効幅員 1.5m 以上の農道橋の新設または改良事業
		30%以内

○ **日野町資源回収促進事業補助金**(交通環境政策課環境政策担当) Tel52-6578

廃棄物のうち資源として再利用できるものを集団で回収する町民の団体に対して、予算の範囲内で補助金を交付します。

**対象団体**

- ・日野町内にある営利を目的としない公共的団体であって、自治会、PTA、子供会、青年会、老人会、女性会等の町民団体とします。

**対象品目**

- ・紙類(新聞紙、雑誌、段ボール) ・繊維類(古着、布きれ) ・容器類(牛乳パック)

**補助金額**

回収重量1kgにつき3円

○ **日野町ごみ集積施設整備事業補助金**(交通環境政策課環境政策担当) Tel52-6578

ごみ集積場の清潔を保持するため、自治会が行う事業に対して予算の範囲内で補助金を交付します。

**対象事業**

- ・改設事業 事業費が3万円を超えるものであって、既設のごみ集積所(新設または改設から20年以上(修繕事業をしたものにあっては25年以上)が経過したものに限り)に代えて、新たにごみ集積所を設置する事業
- ・修繕事業 既設のごみ集積所を修繕する事業

**補助率**

- ・改設事業 事業に要する費用の30パーセント以内で、12万円を限度とします。
- ・修繕事業 事業に要する費用の30パーセント以内で、3万円を限度とします。

○ **淡海(日野町)エコフォスター事業費補助金**(交通環境政策課環境政策担当) Tel52-6578

美化ボランティア活動を広げるため、自治会等が行う公共的場所の美化保全事業に対して、予算の範囲内で補助金を交付します。

**補助対象者**

- ・自治会
- ・地域における美化保全に関する自主的な活動を行う住民団体(5名以上で構成された団体)

**対象事業**

- ・町が管理する町道等の区域
- ・河川区域(人が容易に近寄れない区域は除きます。)

**補助対象経費**

ボランティア保険の加入費用とします。

#### 補助金額

1 団体あたり年間 20,000 円を限度とします（その額に 1,000 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とします。）。

#### ○日野町防犯カメラ設置事業補助金（交通環境政策課環境政策担当） TEL52-6578

不審事案等の未然防止を図るため、自治会等が設置する防犯カメラに対して、予算の範囲内で補助金を交付します。

#### 補助対象者

- ・自治会
- ・地域における安全なまちづくりに関する自主的な活動を行う住民団体

#### 対象事業

- ・次に掲げる要件を全て満たすものとします。
  1. 撮影範囲は、主に道路、公園等の不特定多数の者が利用する公共空間とし、特定の個人および建物を監視するものでないこと。
  2. 防犯カメラを設置する場所の所有者、管理者等の承認または許可（法令、要綱等に基づく許可等が必要であればそれを含む。）を得ていること。
  3. 防犯カメラを設置することについて、設置予定場所の近隣地域の合意が得られていること。
  4. 防犯カメラ 1 台につき、防犯カメラの管理者を明記した明示看板を 1 枚以上、周囲からよく見える位置に設置すること。
  5. 適切に維持管理されるものであること。

#### 補助対象経費

新たな防犯カメラの設置に要する費用（保守費用、修理費用、電気料金、占有料および地代等の維持管理費を除く。）とします。

#### 補助金額

補助対象経費に 3 分の 1 を乗じて得た額（その額に 1,000 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とします。）を超えない範囲内で 1 団体あたり年間 200,000 円を限度とします。

#### ○日野町チャレンジ活動支援事業補助金（企画振興課企画人権担当） TEL52-6552

地域課題の解決、地域資源の活用等につながるコミュニティ活動に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。

#### 補助対象者

- ・区、町内会等の地域住民で構成する住民組織で、組織内にまちづくりに関する組織を設置するもの（以下「自治会等」という。）

- ・地域住民により自主的に組織され、かつ、自ら経理し、監査する会計の体制等が確立し、組織としての意思決定により事業執行ができるもの（組織の運営経費に町の他の補助金が充てられている組織を除く。以下「自主的団体」という。）

補助金の事業の要件・補助対象経費・補助金・補助限度額

補助対象事業	事業の要件	補助対象経費	補助金額	補助金限度額
まちづくり計画策定助成事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治会等が、自治会等の課題の解決に向けて現状を調べる点検（集落点検）を行い、解決手法や取組方法、スケジュールなどを話し合い、分かりやすく整理する事業</li> <li>・2年度以内に完了する事業</li> <li>・補助対象経費が3万円以上の事業</li> </ul>	事業に必要な次の経費 <ul style="list-style-type: none"> <li>・学習会、講演会の講師、アドバイザー指導等の経費</li> <li>・講師等費用弁償（講師交通費など）</li> <li>・意識調査または先進地調査の経費</li> <li>・消耗品購入費</li> <li>・お茶代</li> <li>・図書の購入費</li> <li>・集落点検の結果およびまちづくり計画書の印刷費</li> <li>・会場使用料または賃借料</li> </ul>	補助対象経費の3分の2以内（千円未満の端数は切り捨て）	100,000円
まちづくり活動助成事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・まちづくり活動に関する事業</li> <li>(1) 自治会等にあつては、まちづくりに関する組織が策定した事業で、自治会等で承認されたもの</li> <li>(2) 自主的団体にあつては、地域活動に関する事業の執行について組織内で承認されたもの</li> <li>・年度内に完了する事業</li> <li>・補助対象経費が5万円以上の事業</li> </ul>	事業に必要な次の経費 <ul style="list-style-type: none"> <li>・学習会、講演会の講師、アドバイザー指導等の経費</li> <li>・講師等費用弁償（講師交通費など）</li> <li>・消耗品購入費</li> <li>・お茶代</li> <li>・図書の購入費</li> <li>・会場使用料または賃借料</li> <li>・備品購入費（補助対象事業に要する備品購入の経費であつて、自治会等または自主的団体が管理する備品、かつ、補助金の3分の1以内の金額のものに限る。）</li> </ul>	補助対象経費の3分の2以内（千円未満の端数は切り捨て）	100,000円

補助対象事業	事業の要件	補助対象経費	補助金額	補助金限度額
自治会活動 デジタル化 助成事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>自治会等のデジタル化の推進に関する事業</li> <li>(1) 自治会等のコミュニティを促進するためにデジタル技術を活用する事業</li> <li>(2) 自治会等の事務を効率化するためにデジタル技術を活用する事業</li> <li>年度内に完了する事業</li> <li>補助対象経費が5万円以上の事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ソフトウェアやサービスの導入経費（電子回覧板のアプリや自治会費の電子決済サービス等）</li> <li>インターネット環境の導入経費</li> <li>Wi-Fi環境の導入経費</li> <li>ホームページの構築に関する経費</li> <li>セキュリティ対策に関する導入経費</li> <li>上記の補助対象経費に関する研修経費</li> </ul>	補助対象経費の2分の1以内（千円未満の端数は切り捨て）	100,000円
イベント参加助成事業	自治会等または自主的団体（地縁によるものに限る。）の地域活動を促進するため、氏郷まつりに参加するための事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>会場の使用料</li> <li>備品の使用料（イベント主催者が指定する参加するために、使用しなければならない最低限のものに限る。）</li> <li>参加負担金</li> </ul>	補助対象経費の2分の1以内（千円未満の端数は切り捨て）	20,000円

○ **日野町老人クラブ活動費補助金**（長寿福祉課高齢者福祉介護担当） TEL52-6501

地域の高齢者（原則60歳以上。老後の社会活動の円滑な展開のため、60歳未満の加入を妨げない。）により自主的に運営される単位老人クラブの活動を支援し、地域福祉の向上を図るため、活動に必要な経費の一部を予算の範囲内で助成します。

**補助対象団体**

- ・おおむね自治会等の同一小地域ごとに組織された町内の単位老人クラブ（規約・役員体制が整備され、会計管理を行っていること。）

**補助対象経費（例）**

- ・教養活動：教養講座・学習会等にかかる講師謝金・会場使用料・資料印刷費・保険料等
- ・健康活動：体操・スポーツ（グラウンド・ゴルフ、ラジオ体操等）にかかる消耗品費・会場使用料・保険料等
- ・地域活動：奉仕活動、環境美化、登下校見守り・交流等にかかる消耗品費・広報費等

※対象外となる経費の例：飲食・懇親会費、個人の記念品・参加賞、耐久性の高い備品・機器の購入費、宗教・政治・営利目的の活動に係る費用、同一経費への他制度補助との重複 等

#### 補助金額

- ・会員数が 30 人以上の単位老人クラブ 1 団体あたり 12,000 円／年度
- ・会員数が 10 人以上 30 人未満の単位老人クラブ 1 団体あたり 10,000 円／年度

○日野町自主防災組織活動支援補助金 (総務課総務担当) TEL52-6500

自治会等が行う自主防災組織の設立および自主防災活動を支援することを目的として、予算の範囲内において補助金を交付します。

対象団体

自治会および自主防災組織

補助金の経費・補助金・補助限度額

番号	補助対象事業	補助対象者	補助対象経費	補助金額	補助金限度額
①	自主防災組織の設立または自治会等の防災計画の策定	自発的に防災活動を行なうため、自治会や町内会等が中心となって組織する団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消耗品 (紙、文房具など)</li> <li>・印刷製本費 (印刷、コピーなど)</li> <li>・報償金・報償品 (講師謝金・講師謝礼品など)</li> <li>・食糧費 (会議用茶のみ)</li> </ul>	補助対象経費の全額 (千円未満の端数は切捨て)	50,000 円
②	防災資機材整備事業	自治会または自主防災組織	<p>○防災活動上必要な資機材の購入に対する経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・刺子防火服、携帯用無線機 (免許不要で使えるもの)、発電機、油圧式ジャッキ、ロングバール、チェーンソー、エンジンカッター、担架、可搬式ウインチ、投光機、防災看板 (単なる住宅案内用看板は含まない。)</li> <li>・その他防災活動に必要な資機材の新規購入および修繕等</li> </ul>	補助対象経費に 3 分の 1 を乗じて得た額。 (千円未満の端数は切捨て)	世帯数が 200 戸以下の自治会等 90,000 円
	防災用品等整備事業	自治会または自主防災組織で自治会等の防災計画を策定している団体もしくは策定しようとする団体	<p>○防災活動上必要な用品等の購入に対する経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ヘルメット、帽子、腕章、ビブス、土のう袋、ハンドマイク、投光機、防災看板 (単なる住宅案内用看板は含まない。)</li> <li>・その他防災活動に必要な用品の購入に対する経費</li> </ul>	なお、補助対象経費が 3 万円未満であるときは、補助対象としない。	世帯数が 201 戸以上の自治会等 150,000 円

番号	補助対象事業	補助対象者	補助対象経費	補助金額	補助金 限度額
③	防災マップ整備事業 (災害時の避難行動要支援計画の策定を含む。)	自治会または 自主防災組織	○防災マップの作成に要する経費  防災マップ(防火水槽、消火栓、避難集合場所等の地域の消防防災情報によるもの)作成に使用する ・消耗品(地図、紙、文房具など) ・印刷製本費(印刷、コピーなど) ・報償金・報償品(講師謝金・講師謝礼品など) ・食糧費(会議用茶のみ) ・その他特に町長が必要と認めた費用	補助対象経費に2分の1を乗じて得た額(千円未満の端数は切捨て)	50,000円
④	防災訓練実施事業	自治会または 自主防災組織	○訓練に要する費用への補助 (自助、共助を実践することにより、災害時における対応の検証およびその備え)	補助対象経費について、参加人数に100円を乗じて得た額	30,000円
⑤	防災士育成事業	自治会または 自主防災組織	防災士(特定非営利法人日本防災士機構の認証登録されたものに限る)の資格取得に要する経費 ・防災士機構が定める研修カリキュラムに基づく防災士研修講座の受講料 ・防災士資格取得試験受験料 ・防災士認定登録料 ※防災士の資格を取得しようとする者は、当該自治会または自主防災組織が推薦したのものに限る。	補助対象経費に3分の2を乗じて得た額(千円未満の端数は切捨て)	40,000円

- ※1. 同一年度内の補助金申請については、補助対象事業区分ごとに1回を限度とする。
- ※2. ①の事業は、1団体につき1回限りとする。
- ※3. ③の事業は、1団体につき1回限りとする。
- ※4. ④の事業の補助金の交付は3回を限度とする。ただし、日野町防災アプリを活用した防災訓練を実施する場合は、補助金の交付は6回を限度とする。

○ **日野町消防設備等補助金**(総務課総務担当)      TEL52-6500

自治会および町長が必要と認めるものが実施する消防の用に供する水槽、消火栓および消防用機械器具の新設および改修に対し予算の範囲内で交付します。

**補助対象**

- ・ 消防のために用いるものであって、それ以外に利用するものが含まれないこと
- ・ 機械器具は、原則として国家検定品であること

**補助金額**

対象経費の3分の1の額(千円未満切捨て)とし、補助金の最高限度額は次のとおりです。(ただし、3万円未満の事業は補助対象外とします。)

- ・ 世帯数が200戸以下の自治会      90,000円
- ・ 世帯数が201戸以上の自治会      150,000円

## 【委託金】

### ○ 日野町河川愛護活動事業（建設計画課道路河川担当） TEL52-6561

自治会が行う河川愛護作業に要する経費に対し県および町の予算の範囲で交付します。

#### 対象河川

- ・一級河川、準用河川、砂防指定河川および町長が必要と認めた河川

#### 対象作業

- ・草刈・清掃、川ざらえ、竹木の伐採・管理
- ・6月上旬から12月中旬（川ざらえは2月下旬）までに作業を実施したものに限り  
ります。
- ・上記の作業で他の補助金の交付を受けた作業は委託対象外とします。

#### 委託金額

- ・委託内容ごとに実施面積、作業人数、土量等により算出した額

### ○ 滋賀県道路愛護活動事業（建設計画課道路河川担当） TEL52-6561

自治会等が行う道路愛護作業に要する経費に対して県の予算範囲で交付されます。

#### 委託の対象

#### ①植栽管理（面積概ね100㎡以上）

県が管理する道路の管理区域内に設置された植栽施設の維持管理およびその周辺における美化清掃

期 間：6月～1月末

委託内容：年3回

植栽施設およびその周辺の除草・植栽樹木の剪定整枝・施肥。

花の植え付け灌水および施肥・周辺道路の散在性ゴミの除去清掃。

#### ②路肩除草（除草幅：路肩から1m程度で延長500m以上）

県が管理する道路の路肩部の除草およびその周辺の美化清掃

期 間：6月～11月末

委託内容：年2回

路肩の除草およびその周辺道路の散在性ゴミの除去、清掃。

#### 委託対象額

委託内容ごとの単位面積当たりの単価に実施面積を乗じて得た額の合計額（直接管理費：千円未満切り捨て）と諸経費（直接管理費に6%を乗じた額：千円未満切り捨て）ならびに消費税および地方消費税相当額の合計額とし、その上限額は20万円。

**次の各補助事業等については、補助対象年度の前年度に事業協議を行うことが必要です。事業実施年度および補助対象年度は翌年度となります。**

(例) 令和9年度に事業実施を予定している場合は

事業協議期間 令和8年10月上旬から11月上旬

各自治会の事業計画(要望)調査を実施します。要望がある場合は事業計画等を町へ提出してください。

事業実施 令和9年4月以降

※10月頃に改めて案内をさせていただく予定ですので、令和9年度に事業実施を予定されている場合は相談ください。

**○ 自治ハウス整備事業補助金**(企画振興課企画人権担当) TEL52-6552

自治会等が実施する集会所・会議所の整備に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。

**補助対象**

- (1) 集会所の建築または購入
- (2) 人にやさしい改造(バリアフリー化)
- (3) 大規模改修

**補助金額**

- (1) 集会所の建築または購入  
補助対象額の3分の1以内〔補助金交付限度額600万円〕
- (2) 人にやさしい改造(バリアフリー化)  
補助対象額の3分の1以内〔補助金交付限度額100万円〕  
(事業費が50万円以上のもの)
- (3) 大規模改修  
補助対象額の3分の1以内〔補助金交付限度額400万円〕  
(事業費が200万円以上のもの)

**注意事項**

- (1) 用地取得費については、補助対象外です。
- (2) 集会所の建築または購入については、過去に次のいずれかの補助を受けて集会所の建築等または用地取得を行った自治会等にあつては、原則として当該補助から20年以上経過した場合でなければ交付を受けることができません。
  - ア 草の根ハウス設置事業費補助金
  - イ 個性輝く自治活動補助金(自治ハウス整備事業)
  - ウ 市町振興総合補助金個性輝く自治活動支援(自治ハウス整備)
  - エ 自治振興交付金(個性輝く自治活動支援事業)
- (3) 人にやさしい改造については、平成12年度以前に建築された集会所が対象です。

(4)大規模改修については、過去に次のいずれかの補助を受けて集会所の建築等または用地取得を行った自治会等にあつては、原則として当該補助を受けた日から10年以上経過した場合でなければ交付を受けることができません。

- ア 市町振興総合補助金個性輝く自治活動支援（自治ハウス整備）
- イ 自治振興交付金（個性輝く自治活動支援事業）

※県事業の変更に伴い、内容を変更する可能性があります。

#### ○一般コミュニティ助成事業補助金（企画振興課企画人権担当） TEL52-6552

一般財団法人自治総合センター（以下「センター」という。）が宝くじの社会貢献広報事業として行うコミュニティ助成事業助成金を財源として、自治会等が自主的に行うコミュニティ活動の促進を図り、地域の連帯感に基づく自治意識を盛り上げることを目指すもので、コミュニティ活動に直接必要な設備等（建築物、消耗品は除く）の整備に対し、補助金を交付します。

##### 補助対象団体

- ・まちづくり計画を策定しているまたは策定した自治会、町内会等
- ・地区（公民館の主たる対象区域をいう。）を単位としたまちづくり委員会またはこれに準じた組織

※センターから助成の決定を受けたものに限りします。

##### 補助金額

- ・100万円から250万円（10万円未満は切り捨て）

※センターが助成金として決定した額となります。

##### 注意事項

- ・この事業の申請には、まちづくり計画の策定が必要となります。  
まちづくり計画の策定に関する詳細は、企画振興課企画人権担当までご相談ください。
- ・本事業は、宝くじの受託事業収入を財源として助成されることから、センターの審査により、採択、不採択が決定されます。  
また、事業で整備する設備等に宝くじの広報表示を行う必要があります。

#### ○日野町コミュニティ施設防災力向上推進事業補助金（総務課総務担当） TEL52-6500

町内の自治会等が管理する集会所（会議所）のうち、昭和56年5月31日以前に建築・着工され、完成している集会所の地震災害による倒壊等の被害を軽減するため、耐震診断技術者によるコミュニティ施設の耐震診断または耐震上、安全な状態にするための耐震改修を実施する自治会等に対し、予算の範囲内において補助金を交付するもの。

#### 補助対象者

- ・昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築・着工され、完成している集会所を使用・管理している自治会等の代表者

#### 補助対象となる集会所（(1)～(4)のすべての要件に該当するもの）

- (1)自治会等が地域住民の利用および公共の用に供することを目的としたもの
- (2)木造および非木造で、昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工・完成しているもの
- (3)今後継続して、使用されることが見込まれているもの
- (4)耐震改修を行う場合、改修後に避難所としての活用が見込まれているもの

#### 補助金の対象経費

- ・補助対象集会所（会議所）1 施設における耐震診断（一般診断または精密診断）に要した費用および耐震改修に要した費用（それぞれ一回限り）

#### 補助金額

- (1)補助対象集会所（会議所）1 施設における耐震診断に要した費用の 3 分の 2 以内の額（補助限度額 70,000 円）
- (2)補助対象集会所（会議所）1 施設における耐震改修に要した費用の 3 分の 1 以内の額とし、次に掲げる額を限度額とする。
  - ア 木造建築物は 260 万円
  - イ 非木造建築物は 320 万円

#### ○ 防災基盤整備事業（総務課総務担当） TEL52-6500

防火水槽の設置、小型動力ポンプの購入を希望される自治会にかわって、町が設置・購入し、その費用の 30%を地元分担金として納めていただきます。

#### ○注意事項

- ①防火水槽については、縦 15m×横 12m程度の敷地が必要です。要望に際しては、設置場所が確定してあるものについて要望してください。
- ②小型動力ポンプの更新は、概ね 15 年以上を経過したものが対象となります。
- ③地元分担金については実施年度内に納入していただきます。
- ④起債の同意が得られない場合、事業は次年度に繰越させていただきます。
- ⑤要望が多い場合は消防力の整備指針により調整させていただきますので、翌年度以降になる場合があります。